

# 米国銀行法制の展開と財務ディスクロージャー

野 尻 和 仁

1. はじめに
2. 米国における銀行法制の展開
3. 米銀の財務ディスクロージャーの進展
4. 米銀監督当局による銀行の検査
5. SECによる銀行業会計の監督・規制
6. おわりに

## 1. はじめに

アメリカの独立初期の時代の銀行法は、イギリスの法制を模範としたものであり、銀行の権限や業務範囲等に関する規制もなく銀行にとっては極めて自由度の高いものであった。しかし、銀行制度の普及に伴って銀行の倒産も増加し、19世紀中頃から規制色の強い銀行法へと変化していった。

1933年には銀行の証券業務の規制等に関するグラス・スティーガル法 (Glass-Steagall Act of 1933) が制定され、これが、その後の銀行制度改革の出発点となった。当時の米銀は、預金者保護等のために通貨監督庁 (Office of Comptroller of the Currency, OCC)、連邦準備制度理事会 (Federal Reserve Board, FRB)、連邦預金保険公社 (Federal Deposit Insurance Corporation, FDIC)、および州銀行局 (State Banking Department) の監督・規制を受けることになっていた。しかし、1933年制定の証券法 (Securities Act of 1933) や1934年制定の証券取引法 (Securities Exchange Act of 1934) では、米銀を証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission, SEC) による監督・規制の対象から除外していた。その後、各銀行は業務内容の拡大化を図るようになり、資金調達の源泉を証券市場にも求めるようになった。その結果、米銀の伝統

的な「銀行業会計原則」では不十分となり、1964年には証券2法が改正され米銀はSECの監督下に入ることになった。この法改正を契機として米銀財務ディスクロージャーの必要性と投資家の関心は一気に高まり、従来は非公開であった銀行監督当局のコール・レポート(call report)等も開示されるようになった。また、1968年3月には銀行業会計原則とGAAPとの調整に関する指針としての「銀行監査」(Audit of Banks)がAICPAから公表され、GAAPとの調整もはかられるようになった。

さらに、銀行業会計原則の設定権限そのものも、1974年の連邦預金保険公社法改正によって従来の銀行監督当局からSECへと移されて、米銀財務ディスクロージャーは飛躍的に発展することになった。本稿では、これら一連の米銀財務ディスクロージャー発展の経過と現状について考察する。

## 2. 米国における銀行法制の展開

第1次世界大戦後におけるアメリカ経済は急成長して、証券市場も活況を呈していた。そして、当時、州法にもとづいて運営され証券業務を自由に行なうことができるという立場にあった州法銀行(State Banks)や信託会社は、その豊富な資金を活用して証券業務への積極的な参入に乗り出した。一方、国法銀行法によって証券業務の規制を受けていた国法銀行も証券系列会社の設立という手段によって(証券系列会社は州会社法の適用を受け、規制対象となっていなかった)証券業務への積極的参入を図り、銀行業界全体の収益も大きくふくれあがっていった。

ところが、1929年10月24日のニューヨーク市場の株価の大暴落を契機として、アメリカ経済は大恐慌へと突入した。さらに、1931年5月には、オーストリアにおける最大の銀行「クレジットアンシュタルト(Kreditanstalt)」が倒産し、この影響が欧米の銀行業界全体に波及して、アメリカの銀行業界も危機的状況へと陥った(ちなみに、当時はアメリカ全土で年間数千社の銀行が倒産していたともいわれる)。

このような状況下で、銀行の安全性・健全性の確保を前提とした銀行制度改革の機運が高まり、1933年6月13日にはグラス・スティーガル法が制定され、国法銀行等に対して株式・社債等の引受や売買の業務を禁止し、さらに、自己勘定による証券取引や引受業務を行なう証券会社の系列化を禁じた。グラス・スティーガル法は、1864年の国法銀行法の改正法である「1933年銀行法」のなかの銀行の証券取引に関する規定を継承したものであり、銀行の証券業務によって発生するかもしれない問題を予防するという点にその主たる目的があった。

その後、グラス・スティーガル法は1935年に預金保険制度と連邦準備制度を中心とした大改正が行われたが、1980年代以降は銀行の証券業務への自由参入ということが世界的趨勢となり、1999年11月12日にはグラム・リーチ・ブライリー法が制定された。この法律は、国法銀行に証券業務や保険業務を行う金融子会社の所有を認め、また、金融持株会社法の下での銀行業と保険業ならびに証券業との統合化を認めるものであった。

一方、グラス・スティーガル法を補充する法律として、1956年に銀行持株会社法（Bank Holding Company Act of 1956）が制定され、銀行持株会社への連邦準備制度理事会の監督・規制、銀行業務以外の業務の禁止、州境を越えての銀行所有の原則禁止等が規定された（Regulation Y）。

1933年制定の銀行法（Banking Act of 1933）にもとづいてFDICが設立され、預金者保護のための預金保険機構の維持や加盟銀行の監督・規制を行うようになり、また同法制定により、①銀行の不健全な証券への投資の禁止（銀行経営の優良化）、②銀行の証券業務への参入禁止（利益相反行為の禁止）、③州際規制、④預金金利規制等が行われ、大混乱していた金融秩序も次第に安定を取り戻すようになった。

1970年前後から、銀行の国際化や業務の多様化が進み、銀行を取り巻く経営環境および金融・経済情勢は大きく変化し、当時の銀行法では業務への機動的対応ができなくなり銀行の経営リスクを高める可能が生じてきた。そこで、銀行経営の効率化・安定化を図るために、次のような大幅な規制緩和が

進行することになった。

### ①預金利水準の自由化

1933年銀行法に基づいて、FRBに対してFRB加盟銀行の預金利水準の規制権限が与えられ、FRBはこれに基づいてレギュレーションQを制定し、その時々の金融情勢の変化に対応して預金利の上限を設定することとした<sup>(1)</sup>。

しかし、1970年代になるとインフレーションが進行し、金利規制を受ける銀行の商品の運用に限界が生じてきた。そこで、1970年代には、大口譲渡性預金（Certified Deposit, CD）の金利自由化や市場金利連動型預金（MMC）の導入による小口預金利の自由化が進められた。1980年には金融制度改革法（預金金融機関規制緩和及び通貨管理法）が制定され、レギュレーションQによる預金利規制の6年以内の段階的廃止等について規定された。そして、1983年10月に定期性預金利の自由化が完了し、1986年3月には営利法人の当座預金の付利禁止が廃止されてすべての預金利の自由化が実質的に完了した<sup>(2)</sup>。

### ②州際業務規制の自由化

1927年マクファデン法（Mcfadden Act of 1927）および1933年銀行法は州際業務を禁止していたが、1970年代以降のグローバリゼーションの進展に伴って銀行業務を州内にとどめておくことは実際上不可能な状況となり、銀行の地理的緩和策が何度も提案されることになった。ようやく、1994年9月にリーグル・ニール州際銀行業務・支店設置効率化法（The Riegle Neal Interstate Banking and Branching Efficiency Act of 1994）が制定され、1997年までに完全に規制の自由化が実現した。リーグル・ニール法は、アメリカの銀行持株会社による国内のいかなる州の銀行の買収合併をも可能とするものであり、その後の米銀の買収合併を加速化して銀行再編の引き金となった<sup>(3)</sup>。

### ③業界規制の緩和

1970年頃から米銀は預金・貸出という従来からの伝統的業務の収益力低下を克服するために、証券業界からの強い反発にも拘らず証券業務等への進出

をめざした。銀行は、グラス・スティーガル法に違反しない範囲での証券業務への進出を試みたが、行政当局ではその違法性の判断にあたって銀行が証券業務を行って得られる利益（すなわち、競争力の強化等）が、それによって発生する損失（銀行の健全性の喪失等）を上回る場合は証券業務を行ってよいものと解釈していた。

1980年代以降、何度も業界規制緩和法案が提出されたにも拘らず証券業界の強い政治的圧力によって廃案となっているが、銀行規制当局の行政的措置によって次第に緩和されつつある。世界各国が銀行の証券業務への自由参入を認めるという趨勢の中で、グラス・スティーガル法の改正は避けられないものとなってきた。

1970年代以降の銀行規制当局による競争制限的規制の緩和策は、銀行の急激な資産規模の拡大を招き、それによって自己資本比率の低下による経営基盤の弱体化につながる可能性が生じてきた。そして、当該銀行の破綻可能性の低下や預金者保護等のために、自己資本の充実の重要性が再認識されるようになった。そこで、1981年12月には OCC と FRB は、銀行の自己資本の充実度に関するガイドラインを定め、銀行に自己資本充実を求めるバランスシート規制を始めた<sup>(4)</sup>。1985年には、OCC, FRB および FDIC によって、レバレッジ比率規制（これは、銀行の規模にかかわらず、自己資本の総資産に対する比率を 6 % 以上とするものであった）が導入された。その後、1990年の改正では、レバレッジ比率は最高格付銀行で 3 % 以上、それ以外の銀行で 4 ~ 5 % 以上が望ましいとされ、さらに、1992年の改正では、自己資本適正銀行は 4% 以上、自己資本優良銀行は 5 % 以上が要求されるようになった<sup>(5)</sup>。

1988年 7 月には、主要先進12カ国の銀行監督当局および中央銀行の代表で構成されるバーゼル銀行監督委員会において、国際銀行システムの健全性の強化および各国の銀行間の競争条件の平準化のために統一的な自己資本比率規制（BIS 規制—国際決済銀行規制）の導入が合意された（バーゼル合意）。この合意により、各国の銀行にたいして自己資本比率 8 % 以上が求められるようになり、それ以後の銀行財務ディスクロージャーでも自己資本比率が重

要な国際的基準となった。

このような行政当局の対応にもかかわらず、1980年代の米銀は競争制限的規制の緩和の大波を受けて高金利の預金や市場性資金によって資金調達を行い、ハイリスク、ハイリターンな資産にも積極的に投資するようになり、いわば、自己資本比率の低下を度外視した資産の拡大を目指すようになった。外部からの負債の増加によって、株主資本利益率（Return on Equity, ROE）を高めるという経営行動をとった結果、企業買収資金の融資、不動産向け融資、および発展途上国向け融資を中心に米銀の資産は急速に不良化していくのである<sup>(6)</sup>。

一方、銀行監督当局は経営内容の悪化した銀行に対する有効な早期是正措置をとることができず、破綻処理が先送りされた結果、1988年～1991年頃には巨額の不良債権問題が発生した<sup>(7)</sup>。この反省に立って、米銀の間では自己資本比率重視の動きが一気に高まり、特に1991年の「連邦預金保険公社改善法」（Federal Deposit Insurance Corporation Improvement Act of 1991, FDICIA）の制定を契機として、アメリカの大手銀行は10%以上の自己資本比率を目標とするようになった。FDICIAは、自己資本比率にもとづいて銀行を五段階に区分し監督・規制の程度に差を設けており、経営の自由度の最も高い第一段階では、自己資本比率が10%と規定されているために各銀行は10%の自己資本比率を目標とするようになった。そして、今日では主要米銀の大部分が10%以上の自己資本比率を維持するようになっている<sup>(8)</sup>。

### 3. 米銀の財務ディスクロージャーの進展

アメリカにおける銀行監督機関は、下記のように OCC, FRB, FDIC, 州銀行局および SEC の五機関がある。

- ①OCC；国法銀行の設立や支店開設の認可及びその業務の定期的検査、合併申請の認可等の権限を有する。
- ②FRB；アメリカの中央銀行として金融政策の一翼を担っており、加盟銀

行全体に対する強力な監督権を有するが、OCCの業務と重複しないよう主に州法銀行を対象とした設立や支店開設の認可権、業務検査権を行使している。また、銀行持株会社に対する監督権も有するが、大手米銀の大部分は持株会社形態をとっているだけにその影響力は大きい<sup>(9)</sup>。

③FDIC；預金保険加入の州法銀行の中でFRBに加入していない銀行の監督や検査を行なっている。

④州銀行局；州法銀行の本店・支店の設立の認可や、その業務の監督・検査あるいは銀行持株会社の業務を行っているが、各州当局は自己の州の経済を活発化させるために、その規制をかなりゆるやかにしている場合が多い<sup>(10)</sup>。OCC、FRB及びFDICの間の権限は事実上調整されているが、州銀行局との間の権限は重複している場合が多い。

⑤SEC；従来は銀行が株券を発行した場合は、証券2法によりSECへの登録が免除されていたが、1964年の証券2法改正によってその免除規定が廃止された。そして、銀行や銀行持株会社が上場する場合等は、SECによる規制をうけることとなった。

米銀はその各状況に応じて上記の監督当局に対して、四半期ごとの連結貸借対照表および連結収支報告書すなわちコール・レポートを提出しなければならない。これらは、当初、各監督当局による業態規制の基礎資料として内部的に利用されていたが、1973年からは一般に対しても公開されるようになり、誰でも当該銀行に要求すれば入手することができるようになった。1964年の証券2法の改正後、SECへのコール・レポートの提出義務も課せられるようになり、さらに地域社会の借入需要の度合の公開などを求める地域社会再投資法（Community Reinvestment Act of 1977, CRA）や、真正貸付法（Truth Lending Act）といった銀行規制立法にもとづく報告義務が課せられるようになった。

1960年代までの米銀の資金の大部分は預金によって調達され、証券市場における資金調達は限られていたために（上場している銀行は数社程度であった）、株主や投資家は銀行の主たる利害関係者とは考えられていないかった。

よって、当時の銀行側の主たる関心は安定的経営による預金者保護という点にあり、特に利益の内部留保の確保という点を重視していた。しかも、米銀は銀行監督当局による定期的検査に合格さえすれば預金者保護は達せられるものと考える傾向があった。当時の銀行監督当局へ提出するコール・レポートは、規制目的会計原則（別名、銀行業会計原則）（Regulatory Accounting Principles, RAP）に従って作成されていたが、銀行側の恣意的な会計操作が容認されていた<sup>(11)</sup>。しかも、銀行経営者の多くは、詳細なアニュアル・レポートを公表すると、かえって預金者からの信頼を損ないかねないと考えており、銀行の財務内容の詳細なディスクロージャーは行なわれていなかった。当時の規制当局による監督・検査は、財務健全性の確保という点が重視されており、その結果の一般への公表は行なわれず、財務内容の悪い銀行には内密で改善の指示や助言が行われていた。

1960年代に入ると経済活動も活発化し、それに伴って銀行も積極的な業務拡大戦略を展開するようになり、証券市場からの資金調達も行なわれるようになつた。1962年の株価大暴落をきっかけに、SECは特別報告書（Special Report）を公表し、店頭市場の登録銘柄に対する財務ディスクロージャーの未熟さを指摘した。特に銀行株は店頭登録銘柄が多かつたために、RAPの規制が十分に投資家保護に資することができるか否かが議会等で問題となつた<sup>(12)</sup>。

そして、1964年8月に証券2法の改正が行われ、100万ドル以上の資産または750人以上の株主を有する銀行に対するSECへの登録が義務づけられ、従来からのSECへの登録免除規定が削除された<sup>(13)</sup>。但し、銀行業の会計処理を直ちに「一般に認められた会計原則」（Generally Accepted Accounting Principles, GAAP）に従つた形に変えるということは実際には難しいと思われたために、SEC規定の適用は実質的に猶予され、かわりにFRBによって新しく改正されたレギュレーションFに適合することによってGAAPに準拠したものとみなされることになった。なお、この改正レギュレーションFは、RAPのうちの「株主等に対する財務情報の開示」に関する規定を改正した

ものであった。

米銀ディスクロージャーは、とくに1960年代から1970年代にかけて大きく進展し、従来の預金者保護を目的とした会計システムに投資家保護目的が付け加えられた。1960年代には各銀行は業務内容の拡大化を図るために資金調達源泉を証券市場にも求めるようになり、その利害関係者としての投資家の保護とその投資判断資料の提供がクローズアップされるようになった。そのために、米銀の伝統的な「銀行業会計原則」では不十分であり、GAAPとの調整およびSECの規制が必要となった。そして、1964年には証券2法の改正が行われ、米銀はSECによる監視下に入った（但し、この改正によって、銀行業会計原則の設定権限自体はSECには移行せず、FRB・FDIC等に残された<sup>(14)</sup>）。1967年には「会計処理手続と財務諸表表示を統一化するための規則」がOCCより公表され、さらに、1968年3月には銀行業会計原則とGAAPとの調整に関する指針としての「銀行監査(Audit of Banks)」がAICPAより公表された。また、1971年8月のSECによるレギュレーションS-X第9条等の改正では、銀行持株会社の会計処理はGAAPに準拠することとされ、さらに、SECに登録する銀行財務諸表に対する公認会計士の監査証明書の添付が義務づけられた。

1973年10月のUSナショナル銀行の倒産および1974年10月のフランクリン・ナショナル銀行の倒産を契機として、銀行監督当局による銀行検査に対する不信感が国民の間に高まり、これを受け1974年10月にはFDIC法が改正され、銀行業会計原則の設定権限が銀行監督当局からSECへと移された。これを契機に、SECは銀行ディスクロージャーに本格的に取り組むこととなり、1974年12月には銀行の貸出ポートフォリオのリスク特性を投資家にディスクロージャーするための会計連続通牒(Accounting Series Release, ASR)第166号「財務報告における不確実性についてのディスクロージャー」を公表した<sup>(15)</sup>。

SECによる財務諸表表示形式と銀行監督当局による表示形式との間には相違があったために、1975年5月にSECと規制当局によって「銀行ディスクロージャー調整のための会議」が設けられ、銀行と他業種企業との間での財

務諸表の比較可能性が模索された。SECは、1976年8月に銀行の収益源泉とリスク・エクスポートヤーに関する詳細な情報開示のために「統計的ディスクロージャー・ガイド」(Guide for Statistical Disclosure by Bank Holding Company, 1976,8,31)」を公表し、これがその後の充実した米銀ディスクロージャーの出発点となった<sup>(16)</sup>。

1980年代の米銀は、金利の自由化と業務の世界的展開の流れの中で自己資本比率の低下を無視した徹底した資産拡大策をとり、ハイリスク、ハイリターンな資産への積極的投資を行ない、その結果、大量の不良債権を抱え込むこととなった。同時に、住宅用不動産抵当貸付を主業務とする貯蓄貸付組合(Savings and Loan Association, S&L)等の大規模な経営破綻が顕在化し、1980年代後半から1991年頃までは年間100件以上の銀行破綻が発生した。さらには、預金保険機構の財政破綻も発生した。これらを教訓に1991年にはFDICIAが成立し、自己資本比率の低下した銀行に対する早期是正措置の導入等が図られることとなり、自己資本比率が銀行経営の健全性を判定する重要なパロメーターとなった。

1992年以降の米銀の経営は、アメリカ経済の高度成長による貸出の増加・利鞘の拡大や、不良債権の引当・償却、従業員削減等によって一気に好転し、純利益も急上昇し、ついには米銀史上で最大規模のM&Aが行われ統合化によるメガバンク化が進められた<sup>(17)</sup>。

#### 4. 米銀監督当局による銀行の検査

米銀監督当局による検査結果は、従来は公開されなかつたが1973年より一般にも公開されるようになった。監督当局による銀行の検査は、実地検査と非実地検査(モニタリング)からなるが、実地検査の方は事前の通告なしに1～2年に一度の割で実施されて、その結果、CAMEL<sup>(18)</sup>という統一的な銀行の格付けを行って経営状態の総合的な評価をする。

CAMEL評定の基準は表1のようになるが、ここで評定4または評定5の

表1 CAMEL評定

評定1	全面的に健全な銀行				
評定2	修復可能な問題点があるが、基本的には健全な銀行				
評定3	財務上、業務上の若干の問題点を有する銀行				
評定4	財務上、業務上の深刻な問題点を有する銀行				
評定5	倒産の危険の極めて高い銀行				
(評定事項)	①自己資本    ②資産内容    ③経営者の能力と管理体制 ④収益性      ⑤流動性及び債務支払請求を充実させる能力				

表2 自己資本比率に基づく銀行の分類

		総資本
第1分類	自己資本が充実	10%以上
第2分類	適切な自己資本	8%以上
第3分類	自己資本が不足	8%未満
第4分類	大幅に自己資本が不足	6%未満
第5分類	自己資本が極小で危険	-

銀行は問題銀行とされて、当局はその改善に必要な措置を命ずることになる。そして、当該命令に違反した場合は、行政上や民事上あるいは刑事上の制裁が課せられることもある。

米銀財務ディスクロージャーでは、表1の評定事項のうち自己資本比率の向上が特に重視され、1991年制定の金融制度改革法にもとづいて自己資本比率による銀行の分類が行われるようになった（表2）。

上記の表2で第3分類の銀行に対しては、自己資本の充実計画書を規制当局へ提出することが義務づけられており、また、第4分類の銀行に対しては、規制当局より増資あるいは業務の縮小、変更や役員の交代が命じられることがある。第5分類の銀行は、実質上の経営破綻状態とみなされて、90日以内に規制当局による破産管財人の選任がおこなわれる（早期是正措置の実施）<sup>(19)</sup>。

とくに、最近では銀行の経営陣によるリスク管理や内部管理体制の充実度の評価なども重視されるようになっており、リスクの高い分野に焦点をあてた重点的かつ効率的な検査が実施されるようになってきている。

以上の実施検査に対して、効率的な銀行経営の実態把握の手段として、コンピューター活用によるモニタリングシステムによる評定も行われている。これは、銀行から四半期ごとに提出されるコール・レポートにもとづいて資産や利益の伸び率等の財務分析を行い、実地検査後の経営状態の変化を常時把握するためのものであり、その財務上の問題点についての早期の発見および指導が可能となっている。また、各四半期のコール・レポートには不良債権および貸倒引当金の明細も含まれており、これを一般に開示することによって充実した財務ディスクロージャーが行われている<sup>(20)</sup>。

## 5. SECによる銀行業会計の監督・規制

当初の証券2法は銀行の発行する株券のSECへの登録を免除しており、銀行をSECによる監督・規制の対象外としていた。しかし、1964年の証券2法の改正で一定規模以上の銀行による発行証券のSECへの登録が義務づけられ、銀行会計のSEC基準への準拠が要求されるようになり、さらに、1974年のFDIC法の改正によりSECが銀行業会計原則の設定権限を有することになった。しかし、SECはその実際上の設定は財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board, FASB）に委託することとし、公開会社としての銀行はFASBが設定する財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standards, SFAS）に従わねばならなくなつた<sup>(21)</sup>。これにより、SECは銀行会計に対しても実質的な拘束力を有することとなつた<sup>(22)</sup>。

米銀ディスクロージャーの進展で注目されるのが、1991年12月に公表されたSFAS第107号「金融商品の公正価値に関する開示」であった。これは、従来の原価法や低価法による有価証券評価を見直し、時価情報によるディスクロージャーを求めるものであり、これを受けてアメリカの銀行は資産およ

び負債に関する詳細な時価情報を開示することとなった。ただし、金融商品の時価評価により銀行の収益が大きく変動するのは好ましくないため、時価評価による損益は損益計算書に計上しないで貸借対照表の自己資本の部に計上することとされた。さらに、1993年5月にはSFAS第114号「不良債権にかかる債務者との会計処理」が公表され、個々の不良債権の実際回収可能額を割り引いて不良債権に対する貸倒引当金を設定することとなった。

一方、1964年の証券2法の改正当時から、米銀の有力4行がアニュアル・レポートに監査済財務諸表と監査報告書を添付するようになり、その後の米銀財務ディスクロージャーの進展に大きく貢献することとなった<sup>(23)</sup>。そして、1991年の改正法により、財務諸表のGAAPへの準拠性に関する年次監査と四半期の財務報告の公認会計士によるレビューが義務づけられた。これに伴って、銀行規制当局から公認会計士に対して最新のコール・レポートや検査報告書を監査資料として提出するようになった。

## 6. おわりに

米国における銀行法制の展開の過程と財務ディスクロージャーの現状について考察してきたが、要するに、従来からの各銀行監督当局はそれぞれの業務が重複しないように調整し、その後規制権限が強化されたSECやあるいは独立公認会計士とも連携しながら効率的な銀行ディスクロージャーを展開している。各監督当局は情報自由法(FOIA)にもとづいてアニュアル・レポートや四半期報告書を一般向けに公開しているために、一部の銀行監督情報に対する一般からのアクセスも可能となっている。また、1964年の証券2法の改正是SECの米銀ディスクロージャーへの参加や公認会計士による外部監査の導入によって、従来の預金者保護のほかに株主や一般投資家の保護が徹底して行なわれるようになった。これによって、銀行の財務内容等の正確で詳細かつ有用な情報が外部に公開されるようになり、株主や一般投資家にとっても適確性の高い意思決定が可能となった<sup>(24)</sup>。

米国では、銀行の財務ディスクロージャーに関して詳細な法規定とともにとづく膨大なレギュレーションやガイドラインを設け、かつ、これらの法規制の違反者に対しては行政、民事および刑事上の厳格な制裁措置をとっている。このような法的背景が銀行の自発的な財務ディスクロージャーの原動力となっており、米銀財務ディスクロージャーは主要先進国で最も徹底しているといわれるゆえんでもある。

### 注

- (1) Basel Committee on Banking Supervision; *A New Capital Adequacy Framework* (June 1999) P30.
- (2) 松尾直彦著『アメリカ金融制度の新潮流』金融財政事情研究会（平成8年7月24日）74-80頁。
- (3) 永野護著『米銀リージョナルバンキング戦略事例集』銀行研修社（平成10年7月5日）17-18頁。
- (4) 宮本邦男著『アメリカの金融制度改革—銀行・証券等の垣根の撤廃』作新経営論集第9号（2000年3月）91-93頁。
- (5) BNA, Inc, Hill Watch; *Comparison of financial Services Bills-Selected Issues* (July 12, 1999) P18。
- (6) 松尾直彦著、『前掲書』、119-122頁。
- (7) Savings Institutions, *Annual Comparative Analysis 1991*, Salomon Brothers Inc. P25 なお、糸瀬茂著『銀行のディスクロージャー』週刊東洋経済（1996年5月9日）106頁参照。
- (8) 御代田雅敬著『米銀の復活』日本経済新聞社（1994年7月）184頁。
- (9) 松尾直彦著、『前掲書』、30-36頁。
- (10) アメリカの商業銀行は国法銀行と州法銀行からなるが、国法銀行は連邦法に準拠して設立され、その監督はOCCが行ない、また、FRBとFDICへの加盟が強制されている。州法銀行は州法に準拠して設立され、その監督は設立許可を与えた各州の銀行局が行ない、また、FRBへの加入は任意とされている（但し、FRBに加入した場合は、FDICへの加入も強制される）。
- (11) 例えば「利益計上の平準化」や「保守的な資産評価方法の選択」などが認められていた。なお、RAPの設定主体はFRBやFDICであった。糸瀬茂著『銀行のディスクロージャー』東洋経済新報社（1996年5月9日）75-77頁。
- (12) *Struggle and Survival on Wall Street*, John D. Maithews, Oxford University Press, 1994. P38.
- (13) 糸瀬茂著『前掲書』74頁。
- (14) 米銀は、レギュレーションFによって、FRB、FDICへの登録届出書、インサイダー取

- 引報告書、中間財務諸表の提出義務が課せられた。桜田照雄著『銀行ディスクロージャー』法律文化社（1995年5月30日）46頁。
- (15) 桜田照雄著『前掲書』133頁。
- (16) Basel Committee on Banking Supervision, *Risk Management Guidelines for Derivatives July, 1994.* P39.
- (17) 米国における商業銀行は、大銀行としてのマネーセンターバンク、複数の州にまたがって営業基盤を有するスーパーリージョナルバンク、一つの州だけを営業基盤とするリージョナルバンクや一行一店舗程度のコミュニティバンクなどいろんな形態がある。数的には1万3,000行程度の商業銀行があり、その大部分が中小の規模の銀行である。
- (18) 銀行の財務内容を資本、資産、経営、収益性、流動性の五つの項目について評価するものであり、1978年以降採用されている。
- (19) 糸瀬茂著『前掲書』104-105頁。
- (20) コール・レポートの提出期限は各四半期終了後30日以内であり、その遅延や虚偽報告の提出に対しては民事制裁金が課される（遅延1回について100万ドル以内）。松尾直彦著『前掲書』109頁参照。
- (21) A.W.Clausen, *Voluntary Disclosure: Someone has to jump into the icy water first, Financial Executive*, Vol.44, No.6, June 1976, P.51.
- (22) 糸瀬茂著『前掲書』139-140頁。
- (23) 桜田照雄著『前掲書』70頁。
- (24) *Comeback, The Restoration of American Banking Power in the New World Economy*, Roy C. Smith, Harvard University Press. 2000, P85.  
Basel Committee on Banking Supervision; *A New Capital Adequacy Framework* (June 1999) p.30.